



那水料第 2285号
令和 6 年 / 月 29日

(公社) 沖縄県宅地建物取引業協会
会長 渡久地 政彦 様

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義



能登半島地震に伴う被災者世帯に係る水道料金等の減免について (通知)

平素は当市上下水道事業に対しご理解、ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、標記のことについて、被災者支援の一環として一時的に避難施設に入居したときの水道料金及び下水道使用料を減免することが決定し、別紙「令和 6 年能登半島地震に伴う被災者世帯に係る水道料金等の減免取り扱い要綱」を制定したところでございます。

つきましては、不動産業者等が管理している本市の一般賃貸住宅及び一般世帯の物件につきましても水道料金等の減免の対象となる場合がございますので、公務ご多忙のところ誠に恐縮ですが貴協会会員各位様へ情報提供していただきますよう宜しくお願いします。

なお、水道料金等の減免にあたっては、罹災証明書の提出及び被災者等から「住宅等被災者世帯の受け入れに係る水道料金等減免申請書」(第 2 号様式)等の提出が必要となりますので、要綱第 3 条第 3 項・第 5 項・第 6 項、第 4 条第 2 号等を参考にしていただきたいと思います。

【連絡先】

那覇市おもろまち 1-1-1

那覇市上下水道局 料金課サービス課
計量係 阿波連、比嘉

098-941-7811 (直通)

098-941-7812 (FAX)